



平成 21 年 3 月 23 日
内閣府（防災担当）

中央防災会議「大規模水害対策に関する専門調査会」（第 14 回） 議事概要について

1. 専門調査会の概要

日 時：平成 21 年 3 月 17 日（火） 14：00～17：00

場 所：東京グリーンパレス

出席者：秋草座長、河田副座長、秋本、梅崎、小室、志方、重川、田中（淳）、
田中（里）、田村、松田、宮村、虫明、山口、山崎 各専門委員
大森政策統括官、田口審議官、中島参事官、大庭参事官、青木参事官、
池内参事官 他

2. 議事概要

大規模水害時における対応課題と対策、東京湾の高潮による浸水想定について事務局より説明を行い、各委員にご議論を頂いた。

また、荒川堤防決壊時のガス供給支障、通信支障、上水供給支障、下水道支障について、各事業者より説明を行い、各委員にご議論を頂いた。

委員からの主な意見等は以下のとおり。

（主な意見）

- 病院の地下空間は多くの用途に利用されているので、浸水による停電の発生のみならず、様々な問題が発生することが考えられる。大学病院等の地下に貯蔵されていた生物・化学物資が浸水し、洪水後の対応に膨大な費用がかかった事例もある。標準的なシナリオだけでは対応できないと思われる。
- 病院を造る際には、過去の浸水事例だけを前提にして浸水対策を考えるだけでは不十分である。
- 利根川・荒川流域は地盤沈下がかなり進行した地域であり、浸水対策を検討する際には、備蓄倉庫や役場周辺の地盤高を確認しておく必要がある。
- 市町村の防災対応能力には限界がある。ハザードマップの作成などについても、個々の市町村が独自に行うと問題が生じることが懸念される。国が市町村をきちんと指導して欲しい。また、そのような内容を対策として記載してもらいたい。
- 広域連携体制の強化について、主体が市町村なのか、都道府県なのか、どのような体制で進めるのかが分からない。広域連携は工夫をしながら行われているが、仕組みがそれほど明

確ではない。

- 病院等では、平常時の職員数や入院患者数をもとに備蓄量を考えているが、大規模水害時にはそれ以外に多くの人々が病院等にも集まることも念頭におく必要がある。また、保健所にも人が集まってくる可能性がある。
- 患者への負荷が高く、受け入れ先の問題もあるので、水害時には、多くの場合、病院から避難せず、院内の上階に避難するべきではないか。また、病院まかせにするのではなく、水害時の避難のためのガイドラインの整備が必要ではないか。
- 地方公共団体が対策を実行するためには、職員が基礎的な知識や情報を持つ必要があり、人づくりも行う必要がある。また、財政的な問題もある。そのため、地方公共団体における人づくりや財政的な措置をあわせて考えないと現実の対応が難しい。
- 今回の施策を地方公共団体の地域防災計画等に反映するには、施策体系の構成を地域防災計画の構成に合わせると良いのではないか。
- 市町村には、避難勧告等を出す責任があるが、河川の専門家がほとんどいない。実態的には河川事務所からアドバイスを得て対応している。大規模水害時の広域的な連携が求められる状況への対応は困難。市町村まかせにするのではなく、国からきちんとした情報を流すためのルールを作成すべき。
- 防潮堤が想定される高潮より高ければ災害が起こらないということではない。台風時には沖合に船舶が停泊することになるが、錨を降ろしていても強風にあおられて移動し、堤防に衝突して、防潮堤が破壊されて水害が発生する可能性がある。このような水害が発生するまでのプロセスを十分に検討して、対策を検討すべき。
- 岸壁の耐震化について、公用岸壁に関するデータはあるが、企業が所有する岸壁での対応がどの程度進んでいるのかが分からない。また、企業によるヤードの耐震対策についても不明であるため、企業の対策の実施状況を調査して欲しい。
- ライフラインの被害想定については、供給サイドで生じる支障は示されているが、需要家サイドで生じる支障はほとんど含まれていない。需要サイドでどのような支障が生じるのかを示し、対策を検討して欲しい。
- 本日のライフラインの被害想定結果を活用することで、浸水区域内の避難所でのライフラインの支障を評価することが出来るため、検討してみたらどうか。
- 災害時にはテレビやラジオからの情報が役立つが、大規模水害時にマスメディアの被害がどうなるのかということについて調査すべきである。

<本件問い合わせ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付

地震・火山対策担当参事官

池内 幸司

同企画官

安田 吾郎

同参事官補佐

青野 正志

TEL : 03-3501-5693 (直通) FAX : 03-3501-5199